

平成 26 年度第 2 回 岩手県環境審議会 自然・鳥獣部会

平成 26 年 10 月 28 日（火）開催

- 【事務局】 1 開会
- 【事務局】 2 挨拶
- 【事務局】 3 議事
- 議題 (1) 「鳥獣保護区特別保護地区の指定について」
(2) 「鳥獣保護法改正に伴い変更を要する県計画について」
- 【青井部会長】 青井でございます。おはようございます。それでは議事に入りたいと思います。まず、知事から諮問がありました「鳥獣保護区特別保護地区の指定について」審議をしたいと思います。まず、事務局より説明をお願いします。
- 【事務局】 (資料(資料 No.1)により説明)
- 【青井部会長】 ありがとうございます。花巻温泉鳥獣保護区特別保護地区の指定に関する説明がございましたが、これにつきまして、委員の皆さんのご意見、ご質問等あればよろしくお願いたします。
- 【菅野委員】 利害関係者の事前協議を実施したということですが、花巻温泉株式会社の社有地ということなので、当然花巻温泉の関係者の方も出席なさっての協議ですか。
- 【事務局】 鳥獣保護区あるいは鳥獣保護区特別保護地区の指定にあたっては、土地所有者の同意は法定事項になっているわけではありませんので、事前協議には花巻温泉の会社の関係者の方は出席されていません。
- 【菅野委員】 法的にはそうであっても、普通の鳥獣保護地区と違って特別保護地区という一定の規制がかかるわけですね。一定の規制がかかるということになれば、所有者の同意みたいなものも必要かなというふうに感じたものでしたからお聞きました。分かりました。ありがとうございました。
- 【青井部会長】 そのほか、いかがでしょうか。
- 【吉田委員】 指定予定の区域の中には、植林しているようなところはあるのでしょうか。
- 【事務局】 区域内の植生は、主に広葉樹林であり、事前協議の際に森林組合の方もいらしていましたが、植林しているところはなかったと記憶しております。
- 【吉田委員】 了解しました。植林しているところがちゃんと管理されているかどうか確認したかったもので。
- 【青井部会長】 それでは、どうぞ。
- 【由井委員】 特別保護地区であっても、例えば何か有害鳥獣がいて駆除せざる

平成 26 年度第 2 回 岩手県環境審議会 自然・鳥獣部会

平成 26 年 10 月 28 日（火）開催

を得ない場合は、許可を得て有害捕獲ができますよね。

【事務局】 はい、それは可能です。

【由井委員】 ありがとうございます。あともう一つ、資料 2 ページにあるこの区域に生息している鳥獣として、2 行目にメボソムシクイというものが入っているのですが、たぶん昔記録されていたことは確かだと思うのですが、通常メボソムシクイは、早池峰山の上部とか、標高千メートル以上にしか生息していません。たぶんここでは繁殖してないと思うのですが、これに似た種類でコメボソムシクイという鳥がいます、その鳥が非常にたくさん通過するんですよ。たぶんその鳥のことだと思うのですが、その場合、コメボソムシクイは今名前が変わって、オオムシクイという名前になっているんですよ。だから、将来再調査するときは、このようなことに関する再検証が必要だと思います。

【事務局】 その点は、次回の際には対応させていただきたいと思います。

【青井部会長】 はい、どうぞ。

【中村委員】 この特別保護地区は再指定ということですが、こちらの最初の指定は何年ですか。

【事務局】 昭和 49 年 11 月 1 日が最初の指定です。

【中村委員】 繰り返し、10 年ごとに指定していたということですか。

【事務局】 はい。

【中村委員】 特別保護地区というのは、ここでは定着した存在として評価を得ているわけですか。

【事務局】 そうです。鳥獣保護地区も特別保護地区も同じ昭和 49 年、40 年前から指定されていて、事前協議の場でも、地元の関係者の方もここは当然鳥獣保護区、特別保護地区だということを受け入れられていたようでした。

【中村委員】 先程、資料 2 ページについて由井先生がおっしゃっていたのですが、植物についても分類や表現が変わったりしてきており、例えばブナとあるのはイヌブナが正しいのではないかと思いますので、実態調査を改めていつかの機会に実施したほうが良いと思います。

【事務局】 はい、ありがとうございます。

【青井部会長】 ということですので、やっていただきたいと思います。そのほか、いかがでしょうか。何かございませんか。

【青井部会長】 では、特段意見が無いようですので、採決をしたいと思います。

今回議案の花巻温泉鳥獣保護区特別保護地区の指定につきましては、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

平成 26 年度第 2 回 岩手県環境審議会 自然・鳥獣部会

平成 26 年 10 月 28 日（火）開催

- 【 各 委 員 】 はい
- 【 青 井 部 会 長 】 ありがとうございます。それでは、異議なしと認めまして、原案のとおり承認することに決しました。本件については、次回環境審議会全体会において、原案のとおり議決した旨報告をいたします。
- 【 青 井 部 会 長 】 それでは、次に、(2)の「鳥獣保護法改正に伴い変更を要する県計画について」事務局より報告をお願いします。
- 【 事 務 局 】 (資料 (資料 No.2～No.4) により説明)
- 【 青 井 部 会 長 】 はい、どうもありがとうございました。ただいま事務局の方から、今回の鳥獣保護法改正に伴い変更を要する県の計画の概要についてご説明がございました。大変複雑というか長い内容でしたので、なかなか理解しがたいかと思いますが、現在の 3 つの鳥獣の保護管理計画を第二種特定鳥獣管理計画に変更して、それに伴う文言の見直し、あるいはシカに関しては指定管理鳥獣捕獲等事業の実施について計画に入れるといった見直し内容のようですが、全般に関しましてご質問、ご意見等ありましたら、どうぞ。
- 【 鷹 背 委 員 】 教えていただきたいのですが、資料 No.4 の指定管理鳥獣捕獲等事業の新設というところで、集中的広域的に管理すべき鳥獣としてシカ及びイノシシが環境省令により指定の見込みであることと、その次に、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合には、特定鳥獣管理計画に当該事業を位置付け、実施計画を策定することになっています。前回の自然・鳥獣部会のときに、確か盛岡市までイノシシの目撃情報が出たということで、私たちが所属する団体に持ち帰ってその目撃情報を提供するようにお話してくださいということだったので、私も皆さんにそのとおりお願いしました。イノシシについては、環境省令で指定された場合に指定管理鳥獣捕獲等事業の実施計画を策定するというので、現段階においては、見たという情報を提供するだけということでしょうか。
- 【 事 務 局 】 今のお話についてですが、法令上、農作物に農林被害を与えたり、生活環境に被害を与える鳥獣については、いわゆる有害捕獲として許可を得て捕獲することが可能です。指定管理鳥獣捕獲等事業と有害捕獲というのはまた別の話でして、例えばシカにつきましては、有害捕獲の権限については、県内は全市町村に権限が移譲されていますので、シカによる被害があるというときには、市町村の許可で捕獲することが可能です。
- 【 事 務 局 】 少し補足させていただきます。イノシシにつきましても目撃情報等が出始め、被害も出始めております。私どもも侵入初期段階にあ

平成 26 年 10 月 28 日（火）開催

るという認識でおりますが、イノシシにつきましても、本県のシカのように、西日本のような状況になる前の初期段階にあるのではないかと考えられます。このため、市町村において、しっかり有害捕獲をやっていただくということが大事だと考えられますので、現在県が持っている有害捕獲許可権限の市町村への移譲につきましても、市町村と相談しているところです。

【 菅野委員 】 今の鷹嘴委員さんの話と関連をする内容であります。私も聞きたかったのは、今度の県の計画の中に、いわゆる第二種特定鳥獣管理計画の中にイノシシが入るのか入らないのか。ツキノワグマ、ニホンジカ、カモシカの 3 つの鳥獣の保護管理計画があるわけですが、それらの計画を見直すのであれば、せつかくの機会でありますので、第二種特定鳥獣管理計画の中にやはりイノシシを入れるべきだと思います。イノシシは、環境省令で指定管理鳥獣になるということですが、本県の計画の中には入るのか入らないのかということをお聞きしたいと思います。

【 事務局 】 今般の法改正に伴いまして、現在ですと来年 5 月施行というところで動いているところでありますが、この段階でのイノシシの計画策定というのは現在考えておりません。ただ、イノシシにつきましては、私どもの知る範囲で平成 25 年度の有害捕獲 20 数頭であり、先程初期段階という表現を用いましたが、イノシシは非常に繁殖力の強い獣と聞いておりますので、モニタリングを強化いたしまして、早目の対応ということで、まずは市町村への有害捕獲の許可権限の移譲から始めまして、順次、第二種特定鳥獣管理計画への位置付けについても検討を進めて参りたいと考えております。

【 青井部会長 】 よろしいでしょうか。

イノシシも問題ですけれど、沿岸の方ではサルも今大分問題になっているので、3 つの鳥獣の計画を改定する時期頃に、併せてサルやイノシシをどうするかという議論が必要になってくるかもしれないですね。

【 青井部会長 】 そのほか、いかがですか。どうぞ。

【 渋谷委員 】 法改正前でも、数が減っているもの、増えているものそれぞれに対応するという扱いになっているものの、数が減っている鳥獣に対しては、少し曖昧な状況だったと思うのですが、今回、計画が一種と二種に分かれたことで、減っているものと増えたものへの取扱いが明確にされたので、本県の場合、イヌワシは非常に厳しい状況にあるのですけれども、そういったものは、県としては第一種にする

平成 26 年 10 月 28 日（火）開催

予定がないのかということ。それから、シカの場合、新たに指定管理鳥獣にしたときに、従前からの捕獲以外に特に集中して夜間捕獲などが出来るようになるのですが、現段階で、今まで以上の捕獲方法などを考えているのであれば、教えていただきたいと思います。

【 事 務 局 】 来年 5 月の改正法の施行に向けましては、現行の 3 つの獣の計画の法改正に伴う所要の見直しということで作業を進めているところですが、今般、特定計画が二つに分かれて参りますので、他に一種に適合する鳥獣があるかどうかの目配りは行いたいと考えているところです。シカの捕獲のあり方ですが、確かに今回の法改正により、指定管理鳥獣捕獲等事業においては、今まで認められていなかった夜間の狩猟が認められることとなります。このことにつきましては、実際に捕獲にあられる事業者の方、狩猟者団体の方々の対応というものが出来参りますので、それらの団体の体制等の状況確認、情報収集をさせていただきながら、検討を進めて参りたいと思います。

【 青井部会長 】 よろしいでしょうか。今もご意見がありましたけれども、今回一種、二種とはっきり区分が分かれて、当然イヌワシなどはどう見ても一種だろうと思われま。全国で一番イヌワシの数が多いのは岩手県ですので、岩手県型の視点、おそらく、イヌワシはどうかという話がこれからは出てくるのではないかと思います。ですから、そのあたりも、将来に向けて自然保護の観点から検討を始めていただきたいと思います。由井先生、いかがですか。

【 由井委員 】 例えば、今、風力発電の計画が岩手県はかなり来ています。そこで一番問題になるのは、イヌワシなんですよ。青井先生がおっしゃったように、岩手県は 30 つがい以上、日本の 6 分の 1 かそれ以上いるわけですよ。それで、僕らも入って NPO も含めて岩手のイヌワシを調べており、今年イヌワシの繁殖の成績は、もうすぐ発表されるかと思いますがかなり悪いし、それから生息数も減っているのです。今ご回答がありましたように、来年以降に向けて、どういう対応があるかどうか検討していただきたい。今回こうして環境省が見直しを行ったことを受けて、県が対応して現行の保護管理計画は管理計画への変更を進めるということですが、新たな計画はいつ立ててもいいんですよ。イヌワシについて一種の保護計画を立てる場合には、何年から始めてもいいんですよ。

【 事 務 局 】 先程の特定計画の説明で少し言葉が足りませんでしたので、補います。第一種計画につきましては、希少鳥獣を除くという規定があります。希少鳥獣と申しますのは、国の指針によれば、環境省が策

平成 26 年 10 月 28 日（火）開催

定したレッドリストにおいて、絶滅危惧ⅠA類、ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣であると定義されておりますので、イヌワシにつきましては、一種の特定計画にはあたらないことになります。

【 由 井 委 員 】 イヌワシはⅠB類に入っています。こうしたものが入らないとなると、第一種特定鳥獣保護計画には、例えばどのようなものが該当してくるのでしょうか。

【 事 務 局 】 例えば、中国・四国のツキノワグマなどが挙がってくるのではないかとみております。

【 由 井 委 員 】 では、イヌワシは入らないですね。

【 中 村 委 員 】 保護対象とすべき、あるいは多くの人々が保護対象だと思っているものが第一種保護計画の対象にならない。そうした状況について、私共委員に対しても含めて、第一種保護計画の対象にはならないけれども、もっと上の法律によってきちんと保護することになっていることの説明が必要ではないかと思えます。

【 青 井 部 会 長 】 レッドリストのⅠB類というのがあるのですけれども、種の保存法の方で保護増殖が図られていますね。

【 事 務 局 】 はい、そちらで希少種としての保護が行われております。

【 青 井 部 会 長 】 ということだそうです。

【 由 井 委 員 】 環境省はほとんど何も気にもしていない。イヌワシ部会などは、今年も一度も開かれていない。絶滅しそうなのに何もしていない。関係者も忙しいとは思いますが、絶滅しそうな、あるいは絶滅してからでは遅すぎる。

【 中 村 委 員 】 岩手県にイヌワシの 30 ものつがいがいるのに、何もやらなくていいのだというような話をするものもいかがかと思えますし、それが県民感情だと思います。

【 由 井 委 員 】 県の環境基本計画の数値目標の中に、イヌワシは繁殖成功率 21%と載っていますが、現状は、毎年 15%以下か 0 に近いわけです。県の環境研センターに担当職員がいて努力していますが、一人の力では出来ないで、林業関係課と一緒に、列状間伐の実施などについて毎年打ち合わせしておりました。でも、民有林が列状間伐をほとんどしてくれないので、国有林ばかりやっており、結局餌場作りがなかなか進まない状況です。県の環境基本計画の数値目標を達成するための何か具体策をやるべきで、一種特定計画に該当しないのならばそれは仕方ないですが、別途の対応とその推進を是非お願いしたいと思います。

【 青 井 部 会 長 】 そういう声もございまして、是非考えていただきたいと思いま

平成 26 年度第 2 回 岩手県環境審議会 自然・鳥獣部会

平成 26 年 10 月 28 日（火）開催

す。そのほか、何かありますか。

【吉田委員】 二種計画の話に戻るのですけれども、昨年度の計画の中にも地域ぐるみでの対応というのが謳われていたかと思うのですが、出来ればこれをもう少し前面に出していただきたい。今の状況のままですと、猟友会の人とか、特定の人達だけが参加するという形になります。狩猟免許を持っていない地域の人ができる対応が、いろいろあると思うのです。草刈りであったり、鳥獣の餌になるような物を外に置かないことですか。自治体ごと、地域ごとのアクションプランを地元の人達に立てさせて、実施させていただくというような形でもっと広くこれを展開していただきたいと思います。今の話は、パブコメで言うべきことかもしれないですけども、それを今強く感じております。

【事務局】 ご提言ありがとうございます。現状としましては、遠野市におきまして、環境省の事業で地域ぐるみの取り組みが今年度まで 3 か年ということで実施されておまして、そちらの方も一定の効果をあげていると聞いております。今年度がその最終年度ですので、そちらの成果につきまして県内の他の市町村に周知していくなど、私どもとしても、農林関係部局と連携しながら取り組んで参りたいと考えております。

【青井部会長】 よろしいでしょうか。そのほか、ございませんでしょうか。

【渋谷委員】 担い手の育成について、狩猟免許取得年齢の制限が 18 歳に下がるということなのですが、今年県の方で若手の育成というか、狩猟者を増やしたいということでセミナーのようなものが実施されたと思うのですが、県立大学でも少し興味を持った学生がおりますし、今後も、岩手大学などには興味がある学生が多くいるかもしれません。そうした若手が参入しやすい環境といえますか、若い女性のハンターも出てきたりしている状況がありますが、猟友会の方も年齢が高くなってきており、次世代のハンターを育てていくような施策を充実させていただければと思いますので、よろしくお願いします。

【青井委員長】 今のお話のような要望もございますので、よろしくお願いします。そのほか、いかがでしょうか。

【由井委員】 シカについて、早池峰山の希少高山植物が食べられる可能性があるということで、県も重点的に調査されたり対策を考えられたりしていると思うのですが、この新しい第二種の管理計画の方に、例えば早池峰山だけ取り出して書くということはあるのですか。

【事務局】 シカについては、第 4 次保護管理計画にも早池峰山の取り組みに

平成 26 年 10 月 28 日（火）開催

ついて、項目を一つ設けております。第二種管理計画についてもその項目は引き続き残しつつ、対策については昨年位から徐々に始めているのですが、早池峰山における一斉捕獲について、市町村有害捕獲による一斉捕獲や、猟友会における一斉捕獲として実施いただいで対応しているという状況ですので、これについては、今後継続または拡充して参りたいと思っております。

【 由 井 委 員 】 別の話ですが、現在、鳥獣被害対策特別措置法というような名称の法律がありますよね。今回の環境省の法改正とは別に、特別措置法の方はずっと動いているということによろしいですか。

【 事 務 局 】 特別措置法でも鳥獣保護法を引用している部分があるなど、文言整理といった改正はあろうかと思いますが、環境省の法改正に合わせたような大改正が行われるとは聞いておりません。

【 由 井 委 員 】 県の条例などの改正手続きはどうですか。

【 事 務 局 】 県の条例、規則等でも鳥獣保護法を引用しているところがありますので、文言整理等に係る改正作業を進めさせていただきたいと考えております。

【 事 務 局 】 補足になりますが、農林水産省関係の特措法と鳥獣保護法でバッティングするところが出てきませんし、特措法がらみで県の条例に文言整理等を要するところはないはずですので、そういう意味では、県の条例等の改正手続きはありません。今回は、環境省所管の鳥獣保護法改正であり、農林水産省の特措法については、法律自体どうこうするという話はまだ出ておりません。ただ、最終的には、今回の鳥獣保護法の改正内容の方に、農林水産省の特措法が吸収されるということを環境省及び農林水産省共に想定しているようです。両省の合意によって、10 年間でシカ、イノシシについては生息数を半減するなどの目標を掲げておりますので、特措法は独立の法律ということではなく、農林水産省の方では緊急措置法という位置付けですので、そういう形で吸収されると聞いております。

【 由 井 委 員 】 そうですか。分かりました。

【 青 井 部 会 長 】 よろしいでしょうか。そのほか、ありませんか。

【 吉 田 委 員 】 これは確認です。現行の保護管理計画の中に、捕獲個体の調査などあるのですが、遺伝子調査とか、捕獲した個体の遺伝子情報とか、あるいは放射線量の調査などはやっつけられているのでしょうか。

【 事 務 局 】 放射線につきましては、有害捕獲等で捕獲した個体の一部を提供していただいて把握をしております。遺伝子調査については、その捕獲した個体を使ってということではなくて、生息数調査の際に、

平成 26 年 10 月 28 日（火）開催

何個体がこの調査地点に来ているかというような方法での調査をしております。

【吉田委員】 遺伝子調査について伺ったのは、当然多様性ということが大事になってくると思うからです。逆に、多様性を減らして個体数も減らすということもあるかもしれないと思うのですけれども、そういう対策に今後は使えるかもしれない。もし余力があれば、遺伝子情報の調査も時々実施出来れば、いろいろ対策もできるのかと思ひまして提案した次第です。

【青井部会長】 そのほか、ありませんでしょうか。

【中村委員】 ツキノワグマとシカ、カモシカもそうなのですが、二種の管理計画の中で、生息数などの数値目標がどの程度煮詰まっていて、来年 5 月施行の時点でどういう形で公表されることになるのか教えていただければと思います。

【事務局】 来年 5 月の施行となりますが、現段階において、新たな数値目標の設定等は予定しておりません。法改正に伴う所要の改正ということで、今回は進めさせていただきたいと考えております。

【中村委員】 その後のことについては、どのように考えていますか。

【事務局】 県としては、特にシカについては、毎年度、実施計画において捕獲数の目標を設定しているところであり、今年度は 7,700 頭の目標で捕獲を進めているところです。このことについては、来年度はまた新たに、捕獲目標を設定したいと考えております。

【事務局】 補足になりますが、現在国において、シカについては各都道府県ごとの推定生息数の調査を進めているところでして、今年度結果が公表される予定ですので、そちらも踏まえながら捕獲目標の設定を行う予定です。なお、イノシシについても、国において調査しておりますが、こちらにつきましてはブロックごととされており、県ごとの推定生息数調査とはなっていないところですが、こういったものも、本県における状況を把握する資料として活用していきたいと考えております。

【青井部会長】 そのほか、よろしいでしょうか。では、大体意見が出揃ったところで決定したいと思います。本件につきましては、基本的に法改正に伴う所要の変更ということですので、事務局において変更作業を進めていただいて、また改めて、当部会に 3 月頃諮問されることとなりますので、よろしくお願ひしたいと思います。また、併せて、今日はイヌワシやイノシシ等についても委員から言及がありましたので、これを機会に引き続き考慮していただきたいと思いますので、併せてお願

平成 26 年度第 2 回 岩手県環境審議会 自然・鳥獣部会

平成 26 年 10 月 28 日（火）開催

いたします。それでは、議事についてはこれで終わりたいと思います。

- 【青井部会長】 4 その他
その他、何かございませんか。
- 【鈴木委員】 今回の議事と直接関わりはないのですが、ここでお聞きするのが一番適切かと思っておりますので、質問させていただきたいと思っております。岩手県では、生物多様性地域戦略の策定に関するスケジュール的なものについて、今ご検討なさっておられるのでしょうか。
- 【事務局】 現在、他県で策定が進んでおりますので、現状においては、他県の策定状況等の情報収集を進めている段階です。
- 【鈴木委員】 東北では、岩手県と秋田県以外は策定済みであるという情報は把握なさっていると思うのですが。
- 【事務局】 生物多様性地域戦略についてですが、本県の場合、環境基準関係の基本指針などいろいろなものを設けておりますので、それらとの整合性をどうとっていくか、また、今までもシカやイノシシの対策を実施してきたわけですが、そちらとの整合性をどうやっていくか、新たにまた上乘せの計画等を作るのかという判断をするということで時間を要しております。今、鈴木委員からお話があったとおり、東北の状況は常に目配りをしておりまして、状況としては、秋田県と岩手県が一番遅れています。秋田県は、別のものを戦略という形で位置付けようとしたら、環境省の方からそれでは駄目だという話をされて、また振り出しに戻ったと聞いております。岩手県としても、来年度位からは少しずつ取り組んでいきたいと考えております。いつまでに作るということは、財源関係の話もあるのでこの場で申し上げられませんが、来年度から庁内での関係課等とのすり合わせなどを始めようと考えております。
- 【青井部会長】 そのほか、よろしいでしょうか。では、この後は、事務局の方に進行をお返しいたします。
- 【事務局】 5 閉会